

札幌市事業者等による見守り事業に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）とノーリエ合同会社（以下「乙」という。）は、地域での見守り活動に関して、札幌市事業者等による見守り事業実施要綱に基づき以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とが、連携して、乙の事業活動を通じて異変のある、または、何らかの支援を必要としている市民を早期に発見し、必要な支援を行うなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう見守る体制を確保し支援することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲と乙は、異変のある、または、何らかの支援を必要としている市民の発見及び情報の連絡について相互連携を図るものとする。

2 乙は、通常の業務における市民宅への訪問等により、異変等を発見したときは区役所等へ連絡するものとし、詳細については、別途締結する確認書によるものとする。

（有効期間と更新）

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は同一条件により更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（協定の変更及び解除）


第4条 甲と乙は、この協定の内容に変更が生じた場合は、甲乙双方で協議し、必要に応じ協定書を変更し、再度締結するものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年1月4日

札幌市中央区北1条西2丁目
甲 札幌市
札幌市長 秋元 克広 

札幌市北区西茨戸1条1丁目8番27号
乙 ノーリエ合同会社
代表社員 村井 一則 